

Title	〔商法三二四〕 融通手形の振出人に対する転得者の手形金請求が権利の濫用にあたとされた事例 (東京地裁昭和六一年九月五日判決)
Sub Title	
Author	島原, 宏明(Shimahara, Hiroaki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.7 (1992. 7) ,p.105- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920728-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三三四〕

融通手形の振出人に対する転得者の手形金請求が
権利の濫用にあたることされた事例

〔判示事項〕

融通手形を最初に取得した際に、それと交換的に振り出された手形が不渡りになるとの確実性の認識が立証されていない場合であっても、それを再取得した時点で見返り手形の支払がなされないことが確実になったことにつき認識がある等の事由がある場合には、手形金の請求は権利の濫用に当る。

〔参照条文〕

民法一条三項、手形法一七条

〔事実〕

被告Y会社は従前訴外A、訴外D及び原告X会社との間で営業上の取引関係にはなかったが、昭和五八年七月、Aの代表取締役であったBの申し入れにより、BからA振出名義の額面五〇〇万円の約束手形四通の振出交付を受けるのと引き換えに、額面一〇〇〇万円の約束手形二通を振り出してやり、Bの資金

繰りに協力したことがあった。

当時Bは、Aのほか、X及びDの各代表取締役の地位にあり、いわゆるワンマンとして右各会社の経営にあっていた。XとAとは業種を異にし、それぞれ独立した営業活動をして、会社経営も別々に行なわれていたが、手形振出についてはBにおいて自由にその権限を行使していた。

Yは、Bの経営する前記三社を一体として信用調査をした結果、融通手形の交換に応じたものである。

昭和五八年一月二四日、Bは、再度Yに融通手形の振出を依頼し、Yは、これに応じて本件各手形を振り出し、BもA振出名義の額面金額が同じで満期が本件各手形の五日前である昭和五九年四月三〇日の約束手形二通を振り出してYに交付した。この際、前記の昭和五八年七月に融通手形を交換した際と同様、A振出の約束手形が満期に支払われない限りは、Yも本件各手

（東京地判昭和六一年九月五日
昭和六〇年（ワ）七〇三六三号約束手形金請求事件
金融・商事判例七二号四六頁）

形の支払をしなくともよい旨の合意がなされた。

Bは、本件各手形をC信用組合で割り引いてもらってAの資金繰りにあてようとしたが、当時既にCにはAに対する融資金がなかったため、Xの所有地に抵当権を設定してX名義で金銭の貸付を受け、これをAの資金繰りに使用し、本件各手形は、右貸付の返済の担保としてCに預けた。右の借入金及び担保設定については、当時Xの営業及び経理を切り回していたEには全く知らされなかった。

Aは、昭和五九年二月二日、二回目の手形不渡りを出し、同月六日取引停止処分を受けて事実上倒産し、そのころから、Bは行方不明となった。Aについては、債権者らが任意で整理を進めていたが、同年五月一日、横浜地方裁判所により破産宣告がなされた。

昭和五九年四月ころ、BがYを訪れ、本件各手形が第三者に盗取されてYに返還できなくなった旨を告げ、Yに迷惑が掛からないように、本件各手形を不法に取得した第三者からその占有を解いて執行官に保管する旨の仮処分の必要があるが、Bの責任と負担においてYに代わって右仮処分手続をしたいと申し入れた。Yは、Bの右申し入れを受けて、BにYの代表取締役の名刺三枚、印鑑証明書、白紙委任状、本件各手形のコピー各一通を交付し、右手続を依頼した。

昭和五九年四月二四日、Yを債権者、訴外Fを債務者、本件各手形の支払場所として記載されている訴外G相互銀行を第三

債務者として、債権処分禁止仮処分の申請が函館地方裁判所になされ、同月二五日、同裁判所から、「第三債務者は、債務者又は債務者から取立委任を受けた者からの提示に基づいては、本件各手形につき支払をしてはならない。」旨の決定がなされた。

Yには、Bから仮処分の決定が出された旨の電話連絡があったところ、本件各手形は、昭和五九年五月七日に支払場所に呈示されたが、右仮処分決定を理由に支払が拒絶され、Yは、異議申立提供金を提供しないで、取引停止処分を免れることができた。

X名義のCに対する前記債務等については、昭和五九年四月二二日ころ、抵当権が設定されていたX所有の土地を処分して返済し、本件各手形もCからXに返還され、以後、Xにおいて保管している。

なお、XとY間及びAとY間には、本件各手形金債務が問題になっていない以外に、原因関係上の債権債務は存しない。

以上のような事実のもとに、Xは支払期間内に本件各手形を支払場所に呈示したが、支払を拒絶された。そこでYに対し手形金の支払を求めたのが本件である。

〔判 旨〕

「本件各手形は、(Yと) Aとの間でいわゆる交換手形として振り出されたものであるところ、XがこれをAから取得した際に、当時のXの代表取締役Bにおいて、本件各手形と交換的に振り出したA振出名義の手形が満期に支払われる見込みがないことを認識していたかどうかは必ずしも明らかではないけれど

も、その約一か月後にAが倒産して、昭和五九年四月二二日ころにXがCから本件各手形の返還を受けた際には、A振出の手形が支払われないことが確実となっており、Xの代表取締役も当然それを知っていたと考えられ、しかも本件各手形の満期が迫った段階で、Xが本件各手形を所持していたにもかかわらず、Yには本件各手形を支払うべき義務がないとBにおいて自認していたものであること、Xがその所有地に抵当権を設定してCから金員を借り受けた際、その返済は最終的にはAまたはXの負担に帰すべきものと考え、Yの負担とする意思も理由もなかったこと、現在XはYに対してなんら原因関係上の債権を有さず、またその他の実体上の債権も有しないことから、Xが本件各手形金の請求をするのは、権利の濫用として許されないとすべきである。」

〔研究〕

判旨に反対。

一 本件は、交換手形の一方が振出人の事実上の倒産のため支払われないことが確実になった場合に、他方の手形につき、転得者たる所持人の手形金請求を権利の濫用として棄却した事例である。

本件の場合、手形の無因性を否定する立場に立たない限り、Xが手形上の権利を有することは明らかであり、抗弁事由の存否だけが問題となりうる。手形上の権利の存在と所持人への帰属を認めながら、その行使が否定されるケースとしては、原因

関係に瑕疵のある振出の直接当事者間での請求や転得者に対し手形法一七条但書のいわゆる悪意の抗弁の主張が認められる場合のほかに、権利濫用や信義則違反等、一般悪意の抗弁によることが考えられる。

本件は、少なくとも法人格の上では、直接当事者間での請求ではないから、Y・A間の融通手形契約違反についてXが手形法一七条但書の要件を充たしているか否かが検討されなくてはならず、これが否定された場合は、Y・X間における権利濫用ないし信義則違反の事実について判断が必要となる。

二 融通手形たる約束手形の振出人が、第三取得者に対し抗弁を主張できる条件として一般に認められるところとしては、第三者が融通手形であることを知りながら無償でその手形を取得した場合がある（これは、広島高裁岡山支部昭和三九年六月一五日判決（高民一七卷五号二八二頁）で示されたところであり、三者間の不当利得の関係が構成される場合に抗弁の對抗を認めたものである）。しかし、本件ではAとXの間に対価関係が認められており、Xはいわゆる固有の経済的利益（最高裁昭和四三年一月二五日大法院判決（民集二二卷一三号六九九頁）大隅裁判官の補足意見参照）を有するため、これには該当しない。

また、融通手形について受取人から振出人に対する対価の支払がない場合（すなわち融通手形契約違反の場合）に、これを知って受取人から手形を取得した者、あるいは満期に支払いが

行なわれないことが確定だとの認識を持って手形を取得した者（河本一郎「手形法における悪意の抗弁」民商法雑誌三六巻四号五三三頁）に対し悪意の抗弁の對抗が認められることについては異論のないところである（最高裁昭和四二年四月二七日判決民集二二巻三号七二八頁参照）。しかし、本件では、XがAから手形を取得した時点では、「XがこれをAから取得した際に、当時のXの代表取締役Bにおいて、本件各手形と交換的に振り出したA振出名義の手形が満期に支払われる見込みがないことを認識していたかどうかは必ずしも明らかではない」とされており、抗弁事実の存在についての立証責任が抗弁を主張する側（ここではY）にある以上、善意として扱われることにならないから、この条件にも当てはまらない。したがって本件は、手形関係に権利濫用などの一般条項の適用の余地があるか否か、あるとすればその要件を充たすかどうかという問題に帰着することになる。判旨も以上のような理由から、融通手形契約違反の抗弁および悪意の抗弁による構成をあきらめ、権利の濫用という形で決着を図ったものと思われる。

三 権利濫用（民法一条三項）のような一般条項の手形関係への適用については消極的に解する見解が存する（前掲・最高裁昭和四三年一月二五日判決における松田二郎裁判官の反対意見（民集二二巻一三号七〇二〜七〇五頁））が、これを認めるのが一般的である。たしかに、一般条項を手形関係をめぐる紛争の解決に安易に用いれば、本来これらの条項が持っている個

別的な性格からして法的安定性を害することになることは否めないが、手形法もまた完全な体系ではありえない以上、それだけでは結論の社会的妥当性を確保しきれない場合もあり、一般条項による解決を全面的に排除してしまふことはできないであろう。

四 判旨は次の四つの理由を以ってXの手形金請求を権利の濫用に当たると判示する。

- ① XがCから手形の返還を受けた時点では、見返り手形の不渡りの確実性について認識がある。
- ② BはYにその手形金を支払うべき義務がないことを自認していた。
- ③ Xがその所有地に抵当権を設定してCから金員を借り入れた際、その返済は最終的にはAまたはXの負担に帰すべきものと考え、Yの負担とする意思も理由もなかった。
- ④ XはYに対して何らの原因関係上の債権を持たず、その他の実体上の債権も持たない。

このうち③については、現実にはXがその返済を行なっており、手形振出の原因関係のことを述べているのであれば、融通手形である以上当然のことを指しているにすぎず、また④についても、XはAから手形を譲り受けた者であるから、X・Y間に直接の原因関係がないのは当然であって、いずれも説得力を持たないものと思われる。さらに、②は原因関係上の債権を指しているものと思われるが、そうだとすれば①と同じことを言っ

いるにすぎないことになる。

そこで、①の理由であるが、これに対しては、借金を返済した以上、担保に入っていた手形を受け戻すのは当然であって、その時点で善意・悪意などそもそも問題になりえないのではないかとの批判が成り立ちうる。たしかに、最初にAから手形を取得した時には善意であるから、判旨のような言い方をする、継続的に保有していれば権利行使が認められるのに対し善意者Cの手を経て戻って来ると逆に不利になってしまうという結果が生じかねないのである。ただし、悪意の抗弁と一般悪意の抗弁の関係は明確ではないものの、要件についてだけ言えば、悪意の抗弁が手形取得という特定の時点における権利者の態様だけを問題としているのに対し、一般悪意の抗弁ないし権利濫用の場合には、権利の行使の仕方が問題とされるのであり、その判断は時間的な一定の幅の中で行なわれるところに大きな相違があることに注意しなくてはならない。たしかに、再取得の時点での悪意そのものを問題にしたのでは善意者の介在により、かえって不利になってしまう、人的抗弁の切断という面からすればバランスを失するように見えるが、最初の取得時よりも後で悪意になった場合も、権利行使の場面における権利者の主観的態様（＝反道徳性）の判断に影響を及ぼす可能性はありうるであろう。

しかし、再取得の時点ないし権利行使の時点において悪意だというだけでは反道徳的だとは言えないことは明らかであるか

ら、他に付加的な事由が存在してはならない。本件は、法人格否認の法理に該当する事実を持たず、信義則上、同一人格と評価して所持人の手形金請求を棄却した最高裁昭和五二年九月二二日判決（判例時報八六九号九七頁、金融法務事情八四一号三五頁）のように会社とその代表取締役との関係がワシマン会社ないし同族会社であるといった認定事実もないが、

BがXとAの両方の会社の代表取締役を兼ねていることからすれば、再取得の時（したがって権利行使の時点でも）に見返り手形の支払がなされないということにつき悪意であるということとは、単に知っているというだけに止まらず、Aの代表取締役としてのBの態様について主観的・積極的な意味を与える材料となりうる。現在では権利の濫用と認められるための要件として、権利者の主観的態様と当事者双方の利益衡量を挙げる形が固まってきており、代表取締役Bについての事情は前者の要件を充足する可能性を有する（もっとも、本件訴訟の時点の代表取締役はEであり、請求の時点でのBの地位等不明な点は残る。また、このようなケースでの法人の悪意、あるいは反道徳性の判断をどの代表者について考えればよいかという疑問もある）。しかし、もう一つの要件たる当事者双方の利益衡量は、好意で融通手形を振出し、自らが受取人になっている見返り手形については支払いを受けられなかったYと、Bの双方代理であるためわかりにくい面はあるが、Cから融資を受けてそれをAに使用させ、そのためにCから融資を受けて後に返済しているX

との比較になるわけであるが、先に述べたようにAとXを同一視できない以上、Xの固有の経済的利益は否定できず、この点で、判旨の権利濫用の構成は安易すぎるように思われる。そもそも、手形法そのものが、手形についての慣行を集大成した、手形という領域における利益衡量の体系であり、その結果とし

て手形には無因性という性格が付与され、その例外として悪意の抗弁の制度がある以上、手形法固有の利益衡量とは別の利益衡量による解決の範囲が極めて狭いものになるのはやむをえないことのように思われる。

島原 宏明